

改 正 案	現 行
<p>（責任限度額）</p> <p>第六条 船舶所有者がその責任を制限することができる場合における責任の限度額（以下「責任限度額」という。）は、船舶のトン数に応じて、次に定めるところにより算出した金額とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 五千トン以下の船舶にあつては、一単位の四百五十一万倍の金額二 五千トンを超える船舶にあつては、前号の金額に五千トンを超える部分について一トンにつき一単位の六百三十一倍を乗じて得た金額を加えた金額（その金額が一単位の八千九百七十七万倍の金額を超えるときは、一単位の八千九百七十七万倍の金額）	<p>（責任限度額）</p> <p>第六条 船舶所有者がその責任を制限することができる場合における責任の限度額（以下「責任限度額」という。）は、船舶のトン数に応じて、次に定めるところにより算出した金額とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 五千トン以下の船舶にあつては、一単位の三百万倍の金額二 五千トンを超える船舶にあつては、前号の金額に五千トンを超える部分について一トンにつき一単位の四百二十倍を乗じて得た金額を加えた金額（その金額が一単位の五千九百七十七万倍の金額を超えるときは、一単位の五千九百七十七万倍の金額）